

発 案 書

県議第七号

岐阜県文化芸術振興基本条例の一部を改正する条例について

岐阜県文化芸術振興基本条例の一部を改正する条例を次のように発案する。

令和八年六月二十三日

提出者 岐阜県議会議員

所 竜也
小 川 祐輝
岩 井 豊太郎
平 岩 正光
長 屋 光征
伊 藤 英生
澄 川 寿之
中 川 裕子
今 井 瑠々
和 田 直也

岐阜県議会議長 松岡正人様

岐阜県文化芸術振興基本条例の一部を改正する条例

岐阜県文化芸術振興基本条例（平成二十年岐阜県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「県民が等しく、文化芸術にかかわる機会を持ち、」を「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、県民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又は」に改め、同条に次の二項を加える。

6 文化芸術の振興に当たっては、本県の文化芸術が広く発信されるよう、文化芸術を通じた国内外の地域との交流の推進が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

第十三条を第十六条とする。

第十二条中「第六条」を「第七条」に改め、同条を第十五条とし、第十一条を第十四条とし、第十条を第十三条とする。

第九条中「県は」の下に「、市町村、企業、団体、教育機関、個人等の多様な主体と連携し」を加え、同条を第十二条とする。

第八条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第十一条 県は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、体験学習等文化芸術に関する教育の充実、文化芸術団体等による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第七条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第九条 県は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの方が行う文化芸術に関する創造的活動、公演等への支援、これらの者による文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（基本計画）

第六条 県は、文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 文化芸術振興施策についての基本的な方針

二 前号に掲げるもののほか、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、懇話会等を設置し有識者の意見を聴くとともに、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

岐阜県議会議員提案条例検証特別委員会において、高齢者や障害者をはじめとした多様な人々が文化芸術活動に参加でき、その振興が図られるよう見直しをすべきこととされたこと及び文化芸術基本法の一部改正により、地方文化芸術推進基本計画の策定の努力義務等が規定されたことを踏まえ、この条例を定めようとする。